

輪島塗の創造的復興に向けた海外市場調査等業務委託 仕様書

1. 業務名

輪島塗の創造的復興に向けた海外市場調査等業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 業務内容

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の二重災害により甚大な被害を受けた輪島塗の産地の復興に向けて、令和7年8月に、「輪島塗の若手人材の養成施設の整備等に関する基本構想」（以下、「基本構想」という。）を取りまとめた。

本業務は、海外市場を理解できる若手人材の育成という基本構想の実現に向けて、海外市場の調査を実施し、現地キーパーソンとのネットワークを構築することで、持続的な輪島塗の海外販路開拓につなげることを目的とする。

(1) 海外市場調査・現地ネットワーク構築（以下、「海外市場調査等」とする。）

① 概要

ア 以下を中心とするイギリスロンドンの工芸市場を調査すること

- ・Collect Art Fair
- ・Japan House London
- ・Victoria and Albert Museum

イ 調査項目

以下について、具体的かつ実務的に調査すること

(ア) 市場動向

工芸分野における価格帯別の売買動向、売れている作品の傾向（素材・サイズ・コンセプト）、日本工芸の評価状況

(イ) コレクター・顧客層

主な購買層（富裕層、コレクター等）、購入動機・評価基準

(ウ) ギャラリー動向

取扱作家の条件、採用基準（展示歴、コンセプト等）、マージン・契約形態

(エ) 展示・販売手法

効果的な展示方法（照明、空間構成等）、販売プロセス

(オ) 美術館・文化機関
収蔵・展示対象となる条件、キュレーターの評価視点

(カ) 輸出・販売実務
輸送・保険・関税、契約・証明書（作品証明等）、VAT等の留意事項

ウ キーパーソンとの関係構築

以下の関係者と面談及びヒアリング（件数：8件以上）を実施し、将来の販路開拓につながる関係構築を行うこと

- ・Collect Art Fair 関係者
- ・Japan House London 関係者
- ・Victoria and Albert Museum 関係者
- ・現地ギャラリーオーナー 等

エ 産地事業者同行

輪島塗の作り手（5名以内）を同行させ、視察や面談に参加させること

オ 作品持参・評価取得

輪島塗の作り手の試作品または代表作品等を現地に持参し、価格、サイズ、用途、デザイン等について3（1）①ウの「現地キーパーソン」の評価および助言を得ること。

カ 実施時期

令和9年2月末頃（Collect Art Fairの開催時期を想定）

② 業務内容

ア 行程の作成

3（1）①ア、ウの業務内容を盛り込んだ工程を作成し、県と協議のうえ、決定すること（行程例については以下を参照）

	行程	宿泊地
1日目	輪島→羽田→ロンドン	ロンドン泊
2日目	午前 Collect Art Fair 視察 午後 ギャラリー関係者面談（1～3件）	〃
3日目	終日 ギャラリー関係者面談（3～5件）	〃
4日目	午前 Japan House London 視察、関係者面談（1～2件） 午後 Victoria and Albert Museum 視察、関係者面談（1～2件）	〃
5～6日目	ロンドン→羽田→輪島	—

イ 海外市場調査等の参加者との連絡調整

輪島塗の作り手（5名以内）をはじめ、海外市場調査等への参加者（全体参加人数は県から別途連絡）への案内の作成・発送等も含め、事前の連絡調整を行うこと。

ウ 移動手段の手配等

- ・輪島市からイギリスロンドンまでの国内航空券、国際航空券を手配すること。
- ・イギリスロンドン内での移動手段を手配すること。専用車を手配する場合は、被招請者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・全工程中の宿泊施設を手配すること。1部屋1名の朝食付きを原則とする。
- ・行程中の食事も手配すること。
- ・3（1）①ア、ウの業務内容を実施するにあたり、視察先や視察内容等を事前に調整すること。
- ・必要に応じて、出入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて支援を行うこと。

エ 被招請者への同行

- ・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。

オ 視察中のフォローアップ

- ・参加者全員に対し、1か月以内に、基本構想の実現に向けた輪島塗の海外展開の参考となるようなアンケートを実施・回収し、結果の分析を行うこと。
- ・調査終了後も現地キーパーソンと随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。

カ その他

- ・全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての参加者の個人責任の範囲について、あらかじめ同意を得ること。
- ・渡航期間中の事故、疾病その他の不測の事態に備え、必要な海外旅行保険等に参加すること。

（2）次年度以降の輪島塗の本格的な欧州展開に向けた計画の策定

① 机上での計画の策定

令和8年9月末までに、次年度以降の輪島塗の本格的な欧州展開に向けた計画（目指す姿、ジャパンハウスロンドンやCollect Art Fair等への出展手続を含めた効果的・効率的な出展計画、概算費用等）を作成すること。

② 現地調査を踏まえた計画の策定

3. (1) の調査結果を踏まえ、輪島塗事業者のジャパンハウスロンドンや Collect Art Fair 等への出展可能性について検討し、出展条件の整理、作品の輸送方法、保険および通関手続き等を含めた課題整理を行うとともに、次年度以降の効果的・効率的な出展計画を策定すること。必要経費も算出すること。

(3) その他、県が実施する海外展開関連事業への協力

受託者は、輪島塗の海外販路開拓等を目的として、県が開催する海外展開セミナーなどについて、県と協議のうえ、必要な協力を行うこと。

4. 委託業務の実施条件

- (1) 委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施し、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行によって生じる権利は、委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、業務によって知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に委託者の承認を得るものとする。
- (8) 制作物に第三者の著作物等が含まれる場合は、受託者が使用に必要な費用の負担及び手続きを行うものとする。
- (9) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

5. 成果物の納品

(1) 成果物

- ①海外市場調査報告書（A 4・30 ページ以上）
- ②現地キーパーソンのネットワークリスト
- ③次年度以降の輪島塗の欧州展開に向けた計画（机上）
- ④次年度以降の輪島塗の欧州展開に向けた計画（現地での市場調査を踏まえたもの）
- ⑤その他委託者が必要と認める書類

(2) 納品方法

電子データ（CD-R 等）により委託者に提出

6. 補足

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。